

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会 定年退職者再雇用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本巣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）就業規則第54条の規定に基づき、定年により退職した職員を再雇用する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 再雇用とは、定年直前の職員で、再雇用基準に該当すると認められた職員のうち、本人が再雇用を希望する場合に嘱託職員・臨時職員・登録職員として就業させることをいう。

(予告時期)

第3条 定年後再雇用する者の審査決定は2ヶ月前までに行い、1ヶ月前に本人に通知する。

(再雇用及び更新の限度)

第4条 再雇用を行う場合及び再雇用の更新を行う場合の期日の限度は、平成18年4月以降に60歳定年を迎える者が満65歳に達する日以降の最初の3月31日までとする。ただし、生年月日が昭和24年4月1日以前の者の期日の限度は、次表のとおりとする。

生 年 月 日	期日の限度（再雇用の終了日）
昭和21年4月2日から昭和22年4月1日	63歳誕生日以降最初の3月31日まで
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日	64歳誕生日以降最初の3月31日まで
昭和24年4月2日以降	65歳誕生日以降最初の3月31日まで

(役職の処遇)

第5条 定年時に役職に就いている者は、原則として定年をもって役職を離れる。ただし、部署の人員配置、業務執行上の都合から本会が特に必要と認めた場合は本人に要請し、必要期間役職を継続して遂行することができるものとする。

(再雇用基準)

第6条 再雇用基準は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 引き続き勤務を希望している者
- (2) 過去1年間の出勤率が80%以上の者
- (3) 心身の状態に異常がなく、勤務させることに問題がない者

(再雇用区分及び労働条件)

第7条 再雇用契約は、別表のとおりとし、本人の職務経歴、能力、体力、要員計画等を総合的に判断して本会が指定する。

2 区分については本人の体力、人員配置等により他の区分に変更することができるもの

とする。

(退職)

第8条 再雇用者が次の各号のいずれかに該当するときは退職するものとする。

- (1) 本人の申し出（原則として7日前までに申し出ること）
- (2) 第4条の基準又は65歳に達したとき
- (3) 死亡したとき

(雇用契約の文書交付)

第9条 本会は再雇用者の労働条件について文書で雇用契約を締結する。

(委任)

第10条 服務、解職、賃金計算等この要綱に定めのないものについては、本会就業規則及び臨時職員等就業規程等を準用し、その他必要事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

(別表：第7条関係)

項 目	嘱託職員	臨時職員	登録職員
区 分 選 択 基 準	再雇用基準を満たした本人が再雇用を希望した場合		
勤 務 時 間	1日8時間以内	1日8時間以内	1日4時間未満
勤 務 日 数	正職員に同じ	正職員と同等	月15日以下
基 本 給	月額報酬	時間給	時間給
手 当	時間外勤務手当 通勤手当（片道2km以上）	時間外勤務手当 通勤手当（片道2km以上）	支給しない
昇 給	なし	なし	なし
賞 与	なし	なし	なし
退 職 金	なし	なし	なし
年 次 有 給 休 暇	法定の年次有給休暇を付与	法定の年次有給休暇を付与	法定の年次有給休暇を付与